

	施設	Q	A
1	飲食店	来店客が持ち込んだ酒であれば店内で飲酒させてもよいか。	酒類の店内への持ち込みについては、禁止するなどお客様に強く働きかけていただくようお願いします。
2	大型施設内の飲食店	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「飲食店等（飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等）」は、百貨店・ショッピングセンターが休業となった場合、休業しなければいけないのか、時短営業できるのか？	飲食店等に対しては、酒類・カラオケ設備を提供する場合は休業、提供しない場合は、営業時間を5時から20時までとすることを要請しています。一方、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）に対しては、休業を要請しており、そこにはテナントである飲食店等も含まれます。従って、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の飲食店等については、その百貨店等の方針や施設の構造等の実情に即して、いずれかの要請に応じた対応をしていただく必要があります。なお、営業にあたっては、入場者の整理、マスク着用、飛沫を遮るアクリル板等の設置又は適切な距離の確保を要請します。
3	飲食店	ノンアルコールビールの提供は酒類の提供に当たるか。	当たりません。
4	飲食店	店内飲酒用の酒類提供ではなく、テイクアウトならば提供してよいか。	法に基づく要請はありませんが、公園、路上飲酒に繋がるので極力控えていただくようお願いします。
5	飲食店	営業終了とはどういう状態を指すか。	店内にお客様がいない状態です。
6	飲食店	通常営業では酒類を提供し、20時以降も営業している。今回の要請を受けて、酒類の提供をせずに営業時間を20時までに短縮し、20時以降はテイクアウトのみとして営業してもよいか。	問題ありません。
7	ホテル・旅館	宿泊客に対するルームサービスは、営業時間短縮や休止の要請の対象か。	営業時間短縮及び休止の要請対象ではありません。
8	商業施設	3階建ての施設で床面積は1000㎡を超えているが、1階だけであれば床面積は1000㎡未満となる。この場合、1階だけの営業とすれば、休止要請の対象にはならないか。	百貨店、マーケット、モールと同様の営業形態と考えられる施設（施設管理者が存在するショッピングモールなど）については、建築物の床面積を合算します。1階から3階が全てが一体の商業施設であれば、延べ床面積合計が1000㎡を超えているため、休止要請の対象となります。
9	商業施設	床面積1,000㎡超えの商業施設の衣料品売り場は、休止要請の対象か。	衣料品売り場は休止要請の対象となります。
10	商業施設	床面積1,000㎡超えの商業施設で、休止要請の対象外はどのような売り場か。	生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料）及び農業用資機材の売り場については、休止要請の対象外となります。 農業用資機材につきましては、これから農繁期を迎え、農業用資機材の販売が滞ると地域に大きな影響を及ぼすと考えられますので、「農業用資機材」を加えることとしました。 (飲食店については2を参照)
11	商業施設	複数のテナントが入居している施設だが、各テナントは壁で仕切られ、入り口も分かれている。この場合、床面積はどこまで合算するのか。	一体的な商業施設は、全テナントを含めた床面積が1000㎡を超えている場合は休止要請の対象となります。
12	商業施設	スポーツジムと温泉が入った施設で、延べ床面積が1000㎡を超えているが、ジム・温泉それぞれの面積は1000㎡未満の場合、休止が必要か。	ジムと温泉が一体的な商業施設の中にある場合は、商業施設全体として休止要請の対象となります。 ただし、温泉については公衆浴場法の「一般公衆浴場」に該当する場合は、休止要請の対象外となります。
13	映画館等	床面積が1000㎡超か否かは客が利用する部分のみで判断するのか。	お客様が利用する部分だけでなく、物置やバックヤードなども含んだ面積が1000㎡を超えているかどうか判断します。
14	スポーツ施設	屋外フットサル場で1000㎡超だが、休止の要請対象か。	屋外スポーツ施設については、施設の面積に関わらず、休止の要請はしていませんが、イベント関連施設とし、イベントで使用される場合は、無観客開催・運営の要請及び法に基づかない働きかけとして適切な入場整理、酒類提供又はカラオケ設備の使用自粛、営業時間短縮（5時から20時）の協力をお願いしています。
15	スポーツジム	スイミング600㎡、フィットネス1000㎡の施設。スイミングのみ営業することは可能か。	スイミング、フィットネスの合計面積で判定されます。 合計1000㎡を超える場合は、施設全体の休止をお願いします。
16	スイミングスクール	1000㎡超えの施設で水泳教室のみ行っている場合、休止対象か。大会等は行わない。	1000㎡を超えるスイミングスクールは休止の要請対象です。（全国大会等は、無観客での開催可）。
17	テニスコート	屋内テニスコート3面合計で1000㎡を超えるが、壁で区切るとそれぞれ1000㎡未満となる。区切ったら休止要請対象外か。	屋内テニスコート全ての面積で判断しますので、区切ることはできません。施設全体で1000㎡を超える場合は休止要請の対象です。

	施設	Q	A
18	テーマパーク	いちご狩りに対する要請はあるか。	運動・遊技施設に分類されるため、施設全体で1000㎡を超える場合は施設の休止を要請しています。1000㎡以下の施設は、法に基づかない働きかけとして適切な入場整理、酒類提供又はカラオケ設備の使用自粛、営業時間短縮（5時から20時）の協力をお願いしています。
19	保険代理店	保険代理店は金融機関（休止を要請しない施設）に該当するか。	保険代理店は「金融機関」に含まれ、休止を要請していません。
20	カラオケ店	カラオケレッスンのために、カラオケ店を営業してもよいか。	カラオケレッスンの目的であっても、カラオケ設備を利用する営業は止めていただくようお願いします。
21	カラオケ	カラオケは撤収しないとイケないのか。	撤収する必要はありませんが、使用できない旨を表示する等の処置をお願いします。
22	遊技施設	遊技施設の無観客とはどういうことか。	一般の来場客を入場させない、撮影や取材等での利用を想定していま
23	貸し音楽スタジオ	貸し音楽スタジオは時短対象か。貸会議場と同じ扱いか。	貸し会議室と同様に集会・展示施設の扱いであり、イベントで使用する場合には、無観客開催・運営をお願いします。また、適切な入場の整理、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛、営業時間の短縮（5～20時まで）をお願いしています。
24	自動車整備工場	自動車の点検・整備は休業対象か。	自動車の点検・整備は休業の対象外です。

- 注1 飲食店とは、食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた店舗をいう。  
 注2 飲食店営業許可とは、食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可をいう。  
 注3 大規模施設とは延べ床面積が1,000㎡を超える商業施設等

質問項目	回答
1 4月25日～5月11日の全ての期間、要請に応じなければ協力金は支給されないのか。	全ての期間、要請に応じられない場合でも、要請に応じた日数分の協力金が支給されます。その場合も、可能な限り早い日から5月11日まで連続して要請に応じていただくことが必要です。
2 通常営業で、酒類を提供し20時以降まで営業していた飲食店が、酒類の提供をやめて20時までに閉店した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいていますので、支給されます。休業した場合にも、同様に支給されます。
3 通常営業で、酒類を提供し20時までに閉店する飲食店が、酒類の提供をやめて営業した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じて頂いたわけではないので支給されません。施設の休止要請に応じて休業した場合のみ支給されます。
4 通常営業で、酒類を提供せず20時以降まで営業していた飲食店が、20時までに閉店した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいていますので、支給されます。休業した場合にも、同様に支給されます。
5 通常営業で、酒類を提供せず20時までに閉店する飲食店が休業した場合、協力金は支給されるか。	要請の対象ではないため、支給されません。
6 通常営業で、酒類を提供し20時以降まで営業していた飲食店が、要請期間中、休業する日と酒類の提供をやめて時短営業をする日を、日によって切り替えても協力金は支給されるか。	休業または時短を開始した日から連続して休業又は時短に取り組めば、日によって休業と時短を切り替えても協力金は支給されます。
7 大規模施設内の飲食店（酒類提供あり）が、施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	通常営業で酒類提供する飲食店については、施設の休止要請に応じた場合と同様、売上高に応じた協力金が支給されます。
8 大規模施設内の飲食店（酒類提供なし・20時以降営業）が、施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	通常営業で20時以降まで営業する飲食店については、時短要請に応じた場合と同様、売上高に応じた協力金が支給されます。
9 大規模施設内の飲食店（酒類提供なし・20時以前閉店）が施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	通常営業が「酒類提供なし・20時以前閉店」の飲食店については、施設の休止要請・時短要請の対象ではありませんが、大規模施設の休止により営業できない場合には、2万円/日が支給されます。
10 大規模施設内の生活必需物資を扱う店舗が、施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	大規模施設内の生活必需物資を扱う店舗は施設の休止要請の対象外ですが、施設の休止により営業できない場合は、2万円/日が支給されます。
11 大規模施設が休止しなくても、施設内の飲食店（酒類提供あり又は20時以降まで営業）が自発的に休業又は時短営業した場合、協力金は支給されるか。	大規模施設外の飲食店と同様に売上高に応じた協力金が支給されます。
12 大規模施設が休止しなくても、施設内の店舗が自発的に休業した場合、協力金は支給されるか。	要請の対象でない店舗については、大規模施設が休止しない場合には、支給されません。
13 1,000㎡以下の商業施設で休業や時短営業した場合は、協力金が支給されるのか。	1,000㎡以下の施設については、酒類提供やカラオケ設備の使用の自粛、20時までの時短営業等を働きかけますが、協力金の対象ではありません。
14 協力金はどのように算定されるのか。	<p>【飲食店・遊興施設等（テナントを含む。）】                      （要請に応じて時短営業又は休業した場合）                      ・中小企業：売上高に応じて1日4万円～10万円（前年又は前々年の要請月と同じ月の1日当たりの売上高×0.4）                      ・大企業：売上高減少高に応じて1日最大20万円（前年又は前々年の要請月と同じ月の1日当たりの売上高一当該年度の時短要請月の1日当たりの売上高）×0.4                      ※1日当たりの売上高とは、要請月の売上高÷要請月の日数</p> <p>【大規模施設】（要請に応じて休業した場合）                      ・大規模施設に対して、20万円/日・施設（定額）</p> <p>【テナント・出店者（飲食店を除く。）】                      （要請に応じて休業した場合）                      ・大規模施設においてテナント契約を結び、一般消費者向け事業を営む店舗に対して、2万円/日・店舗（定額）</p>